

成田市次世代育成支援行動計画とは・・・

計画策定の趣旨

現在、わが国では急速な少子化の進行により、労働力人口の減少や社会経済の活力の低下、現役世代への社会保障負担の増加など、さまざまな影響を及ぼすと想定されています。

こうしたなか、平成 15 年 7 月に、「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。この法律は、すべての都道府県、市町村及び 300 人を超える従業員を有する企業が、次世代育成支援対策推進のための行動計画を策定することを義務づけています。

このため、本市においては平成 17 年 3 月に「成田市次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、子育て支援に関するさまざまな施策を推進してきましたが、前期計画期間の終了に伴う見直しを行い、今後 5 年間の成田市の子育て支援に関する総合的な計画としての「成田市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。

計画の性格

この計画は、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条に基づく行動計画として位置づけます。

上位計画の「成田市総合計画」、「成田市総合保健福祉計画」をはじめ、各種関連計画との整合性を図り策定しています。

計画の実施にあたっては、行政のみならず家庭や地域、保育園、幼稚園、学校、企業等が一体となり、次世代育成支援対策に関する取組を推進します。

なお、この計画において「子ども」とは、概ね 18 歳未満としています。

計画の期間

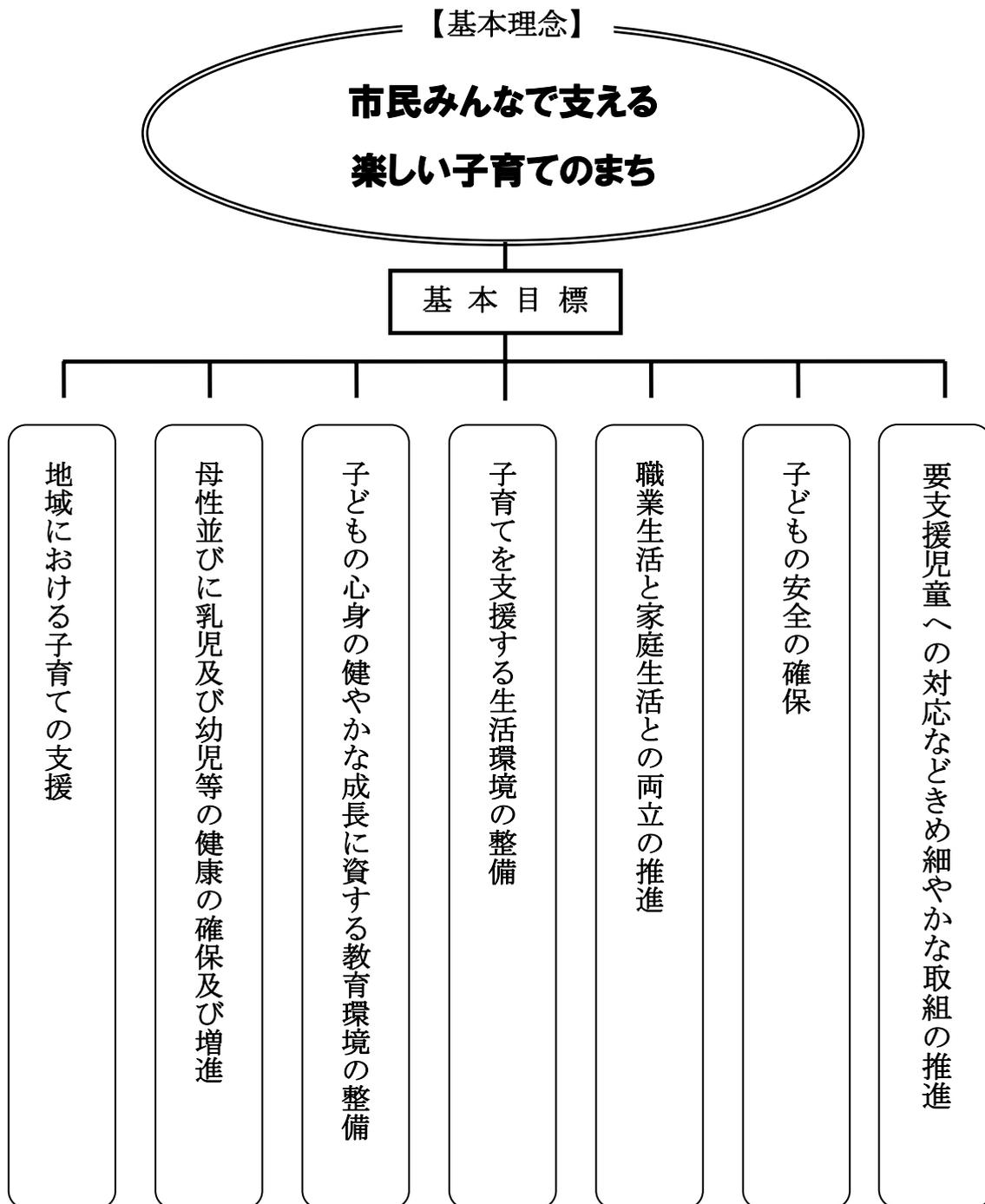
「次世代育成支援対策推進法」は、平成 17 年度から 10 年間の集中的・計画的な取組を促進するために制定されました。今回策定する後期計画については、前期計画に係る必要な見直しを平成 21 年度までに行った上で、平成 22 年度から平成 26 年度までを計画期間とします。

平成 17 年度 (2005 年度)	平成 18 年度 (2006 年度)	平成 19 年度 (2007 年度)	平成 20 年度 (2008 年度)	平成 21 年度 (2009 年度)	平成 22 年度 (2010 年度)	平成 23 年度 (2011 年度)	平成 24 年度 (2012 年度)	平成 25 年度 (2013 年度)	平成 26 年度 (2014 年度)
前計画期間（前期計画）									
				見直し	本計画期間（後期計画）				

基本理念と7つの基本目標

すべての人が子育てを通じて喜びに満ちた生活を送ることができ、「成田で子育てをしてよかった」と思える、「市民みんなで支える 楽しい子育てのまち」を、本計画の基本理念として定めます。

また、基本理念を実現するために、次の7つの基本目標を掲げ、総合的な施策の展開を図ります。

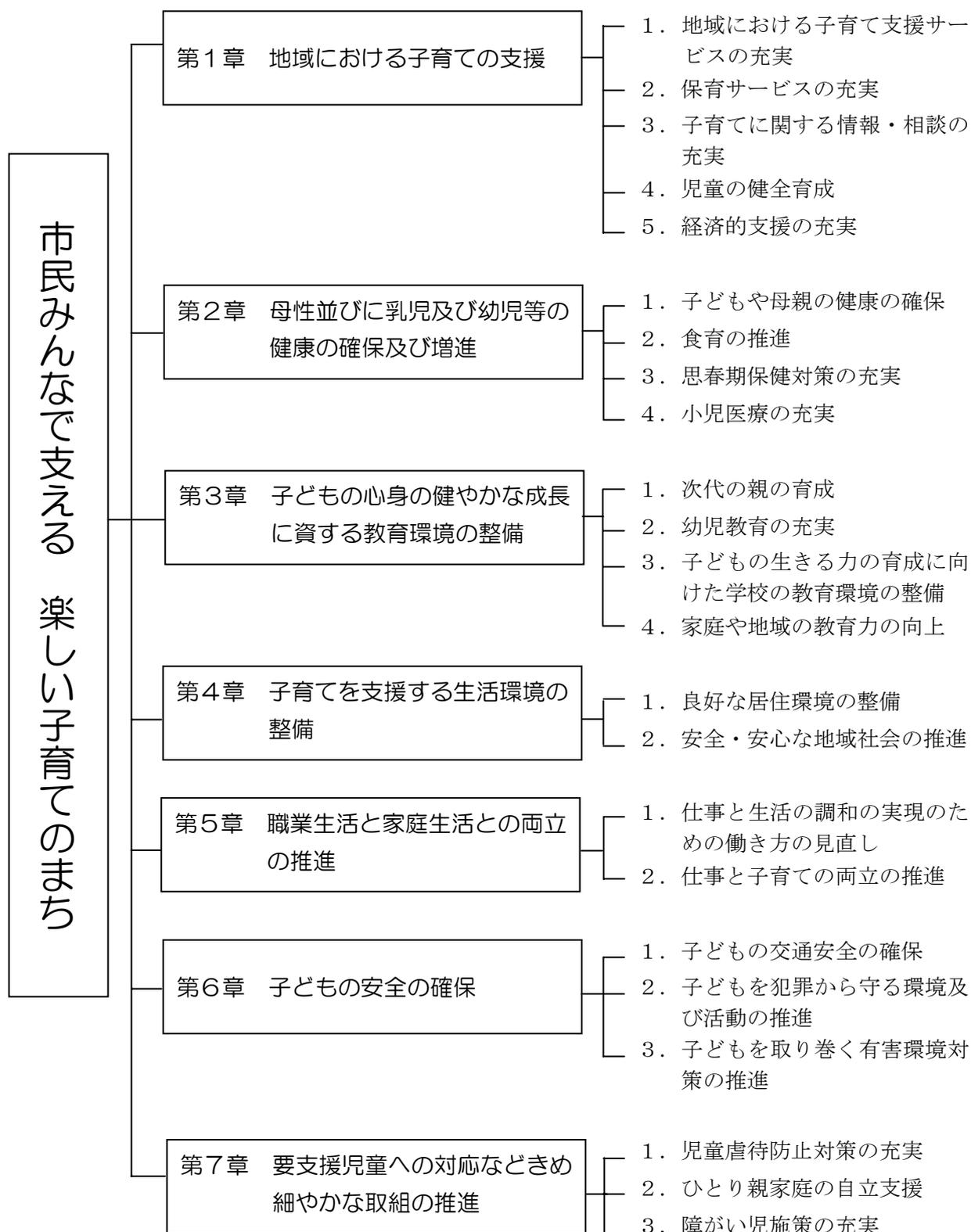


■成田市次世代育成支援行動計画の体系

〔基本理念〕

〔基本目標〕

〔基本施策〕



第1章 地域における子育ての支援

地域における子育て支援サービスの充実

1. 地域子育て支援センター

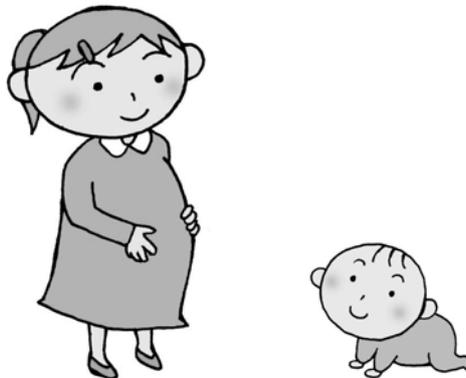
地域子育て支援センターは、核家族化の進むなかで育児に不安を持つ親子の交流の場であり、仲間づくりを行うとともに、子育ての楽しみを広げる場として、子育て不安に対する相談・指導、情報提供、子育てサークルへの支援などを行う施設です。

本市では、子ども館内及び三里塚コミュニティセンター内の「なかよしひろば」、長沼保育園「青空ゆめひろば」、大栄保育園「ひだまり」、宗吾保育園「かるがもCLUB」、公津の杜保育園「つくしんぼCLUB」の6ヵ所を地域子育て支援センターとしていますが、より多くの子育て家庭を支援するために、地域のニーズに合わせ、集まりやすい地域の拠点をバランスよく設置していく必要があります。

また、「なかよしひろば」を利用したことがない親に対して、地域子育て支援センターをもっと知ってもらい、気軽に利用できるように推進していきます。

◇主要事業◇

- 地域子育て支援センターの周知
- 地域子育て支援センターの開設
- 総合的な子育て情報窓口の設置
- 子ども館の機能向上
- 特色ある地域子育て支援センターの充実



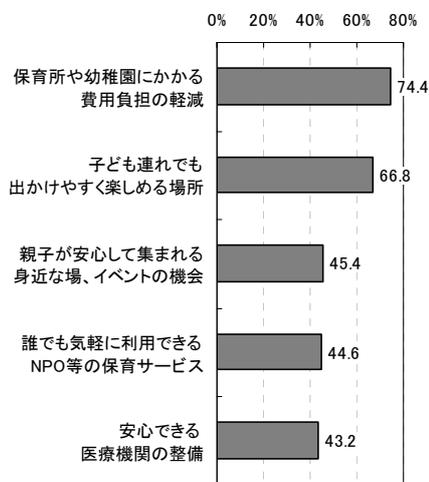
2. 子育て支援交流事業

アンケート調査結果では、親子が交流・参加できる事業への期待は高く、充実してほしい子育て支援施策として、就学前児童、小学生児童ともに「子ども連れでも出かけやすく楽しめる場所」への要望が多くなっています。

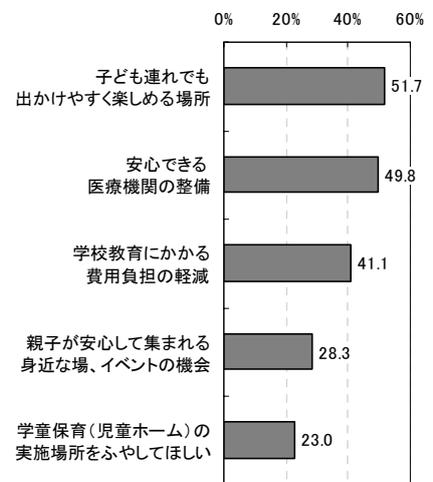
子育てひろばについては、市民が積極的に子育てを支援する場と

して市全域への普及を図るとともに、地区保健推進員の活動による子育て事業の支援に努めます。また、就学前の子どもを持つ親に限らず、すべての子育て中の親の育児力を高めることにつながる子育てサークルの積極的支援に努めます。

【就学前児童】充実してほしい子育て支援施策上位5項目 (N=500)



【小学生児童】充実してほしい子育て支援施策上位5項目 (N=460)



◇主要事業◇

- 保育園の地域開放
- 地域による子育て支援
- 子育てサークルの支援
- 子ども館の機能向上（再掲）

3. 一時預かり事業

本市では、保育園を利用していない家庭で、保護者の就労形態や保護者の傷病、入院等の緊急時等の理由で一時的に保育に欠ける状態となってしまった子どもを対象に、現在、公立5園、私立7園で実施しています。

一時預かり事業の利用は増加の傾向にあり、アンケート調査の結果からも要望が多いことがうかがえます。保護者の就労形態や緊急時、育児疲れなどによる利用に対応できるよう施設の充実を図ります。

◇主要事業◇

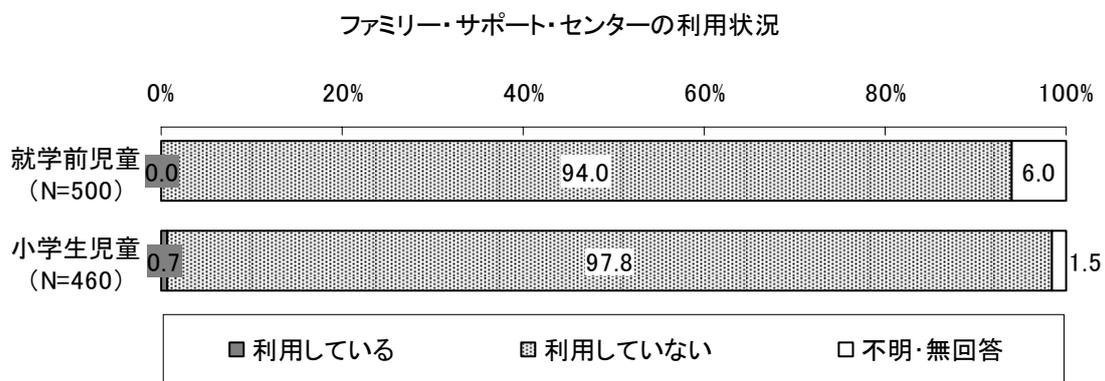
- 一時預かり事業の充実

4. ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、地域において育児を支援しあう制度で、育児の援助を受けたい人と協力したい人が会員となり、相互に援助活動を行うものですが、本市では、成田市社会福祉協議会がサービスを提供しています。

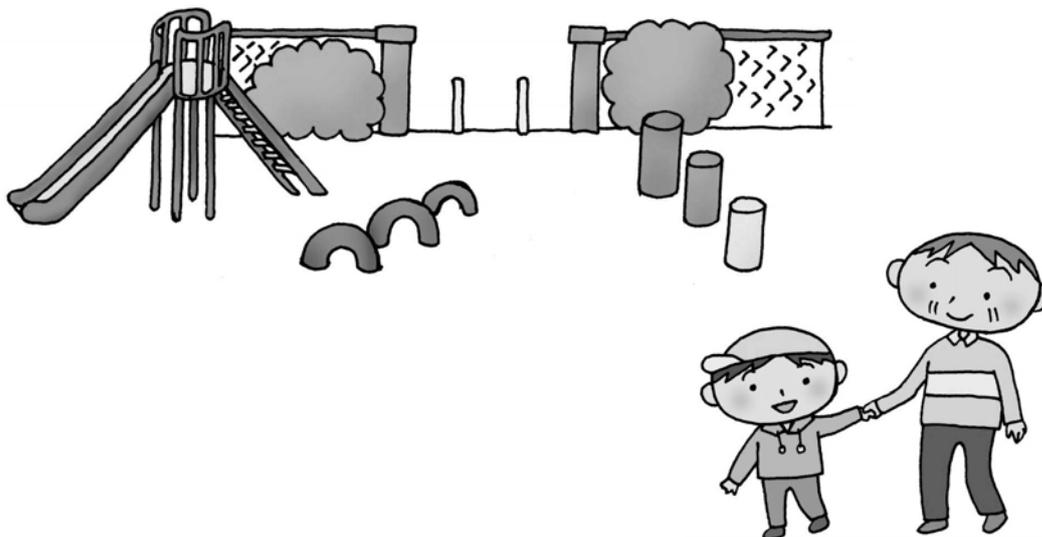
アンケート調査結果では、ファミリー・サポート・センターを利用している方はほとんどおらず、また、相互援助活動として子どもを預かる側として登録を可能な方は5%を下回る状況です。

今後は成田市社会福祉協議会に委託し運営しているファミリー・サポート・センターの活動内容や利用方法の周知を図るとともに、市民による相互援助組織として機能を充実するための支援を図ります。



◇主要事業◇

- ファミリー・サポート・センターの運営支援



保育サービスの充実

1. 多様な保育サービスの提供

近年の核家族化やライフスタイルの多様化、就労形態の変化等に伴って、保育園に対する利用ニーズは高まっており、入園児数は増加を続けています。また、アンケート調査結果では、今後利用したい保育サービスとして26.6%が「認可保育所」を挙げています。

本市の定員充足率（入園児数÷定員）は平成20年で99.3%とほぼ100%に近い状況になっています。一方、預け先として希望の高い幼稚園では、園児数は増加傾向で推移していますが、定員充足率は平成20年度で71.1%と保育園より低くなっています。

今後はニュータウン地区での子どもの増加による保育園への定員充足率の高まりや地域によっては子ども数の偏りによる入所が難しい面や、年度途中からの入所希望、さらには、乳児及び低年齢児の保育への利用ニーズなど、利用者の保育ニーズを十分踏まえて、きめ細かなサービスの提供体制の整備を図ります。

①延長保育

延長保育は、市内の保育園全園で実施しています。

近年、核家族化や保護者の就労形態の変化等により長時間の保育を希望している家庭が増加しているとともに、本市では、シフト勤務の空港関連就業者が多いことから延長保育のさらなる充実を検討する必要があります。

②休日保育

日曜日、祝日などの親の勤務などにより、子どもが保育に欠ける場合などに対応した休日保育は、現在、公津の杜保育園で実施しています。

アンケート調査結果では、土曜日、日曜日・祝日に「ほぼ毎週」「月に1～2回程度」保育を希望する方が2～3割いるため、延長保育と同様、親などが安心して就労するためにも必要性は高まりつつあります。

③病児・病後児保育

病児・病後児保育は、病気治療中やその回復期にあり、保育園等での集団生活が困難な児童または保護者の都合で看病が困難な場合に、保育園や病院、または診療所に開設する保育室において保育するものです。

本市では、平成19年度より、なのはなクリニック病児保育室ゼフィルスにおいて実施しています。

④小学生低学年児童受入れ保育事業

宗吾保育園（民間保育園）と高岡保育園（公立保育園）で、適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図ることを目的に、小学生低学年児童（1年生から3年生）を放課後受入れしています。今後も、制度の周知に努めていきます。

⑤家庭保育制度

家庭保育制度は、共稼ぎ世帯の増加などに対応した市の単独の補助事業です。具体的には、生後43日以上3歳未満の乳幼児を保育員の家庭に20日以上預けるものです。

⑥認定こども園制度

認定こども園は、核家族化や保護者の就業形態の多様化に対応し、保育園や幼稚園等が教育と保育の両方の機能を提供するとともに、子育て支援事業を行う施設です。

◇主要事業◇

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ●公立保育園の管理運営の充実 | ●乳児・低年齢児受入れ枠の拡充 |
| ●延長保育事業の充実 | ●休日保育事業の実施 |
| ●病児・病後児保育の施設整備 | ●家庭保育事業制度の周知と充実 |
| ●小学生低学年児童受入れ保育事業の周知 | ●認定こども園の検討 |

2. 保育の質の向上

家庭や地域社会との連携、人権擁護、虐待防止の観点からも保育園の果たす役割は大きく、新保育所保育指針においても保育園の役割や保育士の専門性が明確にされ、質の高い保育実践が望まれています。

子どもの家庭と保育園での生活の連続性、個々の発達と子ども相互の関わりによる集団としての成長、遊びを通じて得た満足感・成就感・自発的な意欲や態度を大切にしながら、子ども一人ひとりの成長・発達に応じたきめ細やかな保育と、保育園の子育て支援機能を充実することが必要となっています。

保育士をはじめ、看護師、栄養士、調理員等専門性を有した職員研修が事業計画に沿って行われていますが、今後も積極的に時代に合った研修を推進していく必要があります。また、保育サービスの向上に向けた職員の育成、保育サービスに対する苦情の解決に向けた体制の充実を図ります。

◇主要事業◇

- | | |
|----------|------------|
| ●職員研修の充実 | ●苦情解決体制の充実 |
|----------|------------|

子育てに関する情報・相談の充実

1. 子育て情報の充実

市内では、保育園や幼稚園をはじめ、地区保健推進員、民生委員・児童委員、主任児童委員などにより幅広く子育て支援活動が行われており、その活動とあわせて子育て支援情報も提供されています。また、子育て情報紙を作成し、広報紙などとあわせ、市民への周知に努めています。

今後も、誰もが子育て情報をいつでも取り出し利用できるよう、さまざまな媒体を活用し、情報提供の充実を図っていくとともに、子育て家庭が子育てに関する情報が得られる場の整備に努めます。

◇主要事業◇

- 情報提供の推進
- 子育て情報紙・子育てマップの作成
- インターネットの活用
- 子育て情報窓口の充実

2. 子育て相談体制の充実

子育てに自信を持ってない親や、身近に子育ての悩みを相談する相手が見つからない親が増えているなかで、身近なところで気軽に相談できる場や機会が求められています。アンケート調査結果では、子育ての相談相手は配偶者や親族、隣近所の人、知人・友人といった自分の身近な人に相談する親がその大半を占めています。さまざまな情報があふれるなかで、子育て家庭が的確な情報を得ることができるよう、また、専門的な相談にも対応できる体制が必要となっています。

本市では、健康増進課による母子相談事業をはじめ、子育て支援課による家庭児童相談室、地域子育て支援センターや各保育園に相談窓口をおき、各地域においては民生委員・児童委員、主任児童委員などがそれぞれ相談活動を行っています。

今後は、これらの相談窓口を活用した相談業務や相談員等による相談活動を引き続き行うとともに、近年、より複雑・多様化してきた相談に対応するため、総合的な相談窓口や相談員が必要となっています。

◇主要事業◇

- 各種相談窓口の充実
- 相談員の資質の向上
- 総合的相談窓口の整備

児童の健全育成

1. 児童ホームの充実

児童ホームは、保護者の就労等により放課後留守家庭となる児童の健全育成を図ることを目的として設置され、放課後や土曜日、長期休暇中の遊びや生活の場として利用されています。平成15年度に8カ所であった児童ホームは、平成22年3月現在17カ所で利用者は約1.9倍となり、地域によっては利用児童の増加により、定員を超えて運営されています。

地域の実情や利用ニーズを踏まえながら整備を推進するとともに、あわせて指導員の資質の向上に努めます。

◇主要事業◇

●児童ホームの整備

●指導員の資質の向上

2. 体験・交流事業の推進

子どもの数の減少により、子ども同士の交流の機会も減少し、かつてのように他者との交流を通じて社会性を育む機会が少なくなっています。

中高生を対象としたアンケート調査結果では、今後地域活動に参加したいかについて、約半数以上が積極的あるいは機会があれば参加したいとしています。このニーズに対して本市では、成田わくわくひろばや、放課後子ども教室を開催し、遊びや学習を通して交流できる場を提供しています。また、成田国際文化会館を拠点とした「ヤングスペースなりた」、公民館による「子ども体験学習セミナー」などを通して、子どもや親子の自然体験活動、子どもの芸術文化、交流活動等の各種教室やイベントを実施しています。

各種教室や広場の開催により放課後等において、子どもが安全で健やかな活動場所としての子どもの居場所づくりを推進します。また、子どもたちの体験・交流機会の提供や地域特性に応じた活動の促進を図ります。

◇主要事業◇

●子どもの居場所づくり

●児童館の整備

●子どもの体験学習・交流事業の充実

●子ども会活動の促進

3. いじめや不登校などへの対応

全国的にいじめ、不登校、暴力行為といった児童生徒の問題行動等の増加、最近では、インターネット上のいじめなども社会問題化しているため、子どもの心の問題への対応が緊急の課題となっています。

本市では、こうしたいじめや不登校などに関して、教育相談室や家庭児童相談室の相談活動や家庭児童相談室に設置したこども110番の電話相談活動、教育支援センター（ふれあいる一む21）による学校復帰を目指した指導にあわせ、各中学校にはスクールカウンセラー、拠点となる小学校には教育相談員を配置し、気軽に相談できる体制づくりを進めています。

今後は、いじめや不登校などの悩みを抱える子どもやその保護者に対する相談・指導体制のさらなる充実を図ります。

◇主要事業◇

- 相談体制の充実
- 教育支援センターの充実
- スクールカウンセラー・教育相談員の活用の充実

経済的支援の充実

全国的な調査において、出生率低下の大きな原因として子育て費用の負担が大きいという理由が挙げられており、子育て家庭の経済的負担の軽減が求められています。

アンケート調査結果でも、充実してほしい子育て支援施策として、保育や教育にかかる費用負担の軽減を求める声が上位を占めています。

本市では、子育てに対する経済的な支援策として、児童手当、乳幼児・小学生医療費の助成、幼稚園の就園補助などを実施しています。今後は子どもの医療費助成を中学生まで拡大することが望まれることから、これらの制度について周知を図り、保育料や教育費などに関わる負担の軽減による子育て家庭への経済的支援に努めます。

◇主要事業◇

- 子どもの医療費の助成・拡大
- 子ども手当等の支給
- 幼稚園就園の補助
- 通学費等の補助
- 児童生徒の就学援助
- 教育資金の利子補給

第2章 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

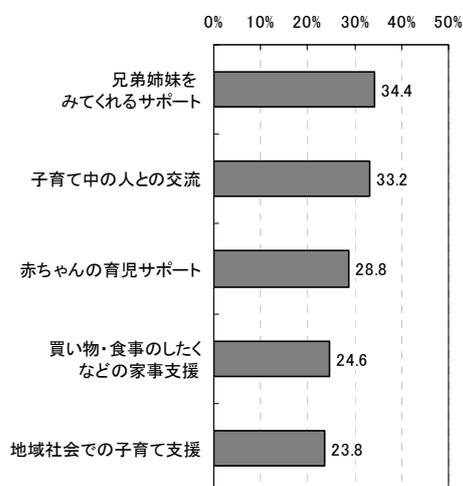
子どもや母親の健康の確保

1. 妊娠中の健康の確保

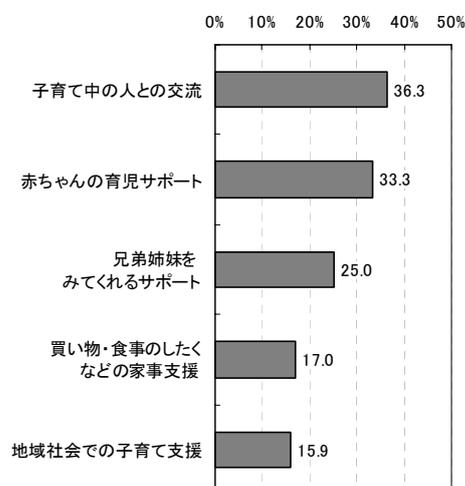
アンケート調査結果では、乳幼児期に必要なサービスとして、「子育て中の人との交流」や「赤ちゃんの育児サポート」など、就学前児童保護者、小学生児童保護者とも上位を占める5項目の傾向はほぼ同じとなっています。これらの要望の一環として、母親学級やパパママクラス、育児相談などを開催し、妊娠、出産、育児に関する不安の軽減や、夫婦で協力していくことの大切さなどを学習する機会を提供しています。

妊娠中の健康は、胎児への影響も大きく、安心して妊娠・出産の時期を過ごすことができるよう、母子健康手帳交付時から母子保健対策の充実を図ります。また、妊婦同士の交流を深めるとともに、出産・育児の知識の普及に努めます。

【就学前児童】乳幼児期に必要なサービス
上位5項目 (N=500)



【小学生児童】乳幼児期に必要なサービス
上位5項目 (N=460)



◇主要事業◇

- 情報・学習機会の提供
- 相談と訪問指導の充実
- 健康づくり運動「健康ちば21」の推進
- 学級等の充実
- 妊婦健康診査の充実

2. 乳幼児の健康診査の充実

乳幼児の健康診査は、疾病や障がいの早期発見・早期対応を図るため、1歳6か月児、3歳児を対象に実施しており、2歳児には歯科健診や希望者へのフッ化物歯面塗布を実施しています。一方、健診により経過観察が必要となった子どもや育児不安を持つ親に対しては、保健師等による家庭訪問や心理相談、たんぼぼ教室への参加を勧めています。

乳幼児の健康診査で疾病や障がいの早期発見、早期対応に努めると同時に、母親への育児支援の場として、健康診査や健康診査実施後のフォロー体制の充実に努めます。

◇主要事業◇

●健康診査の充実

●健診後のフォロー体制の充実

3. 訪問指導の充実

新生児訪問指導は、母子健康手帳についている「赤ちゃんお誕生連絡票」や電話等で相談があった場合、助産師が訪問し育児不安等の軽減に努めています。また、「赤ちゃんお誕生連絡票」が来ない家庭に対しては保健師が訪問し全数把握に努めています。

この事業は、出産後最初に関わるサービスであり、育児に不安や心配を抱える母親に継続して関わることができるなど、母親の育児支援として重要な役割を果たしています。しかし、「赤ちゃんお誕生連絡票」は十分活用されているとはいえないため、さらなる普及活動を推進します。

今後、こんにちは赤ちゃん事業（新生児訪問事業）の周知に努めるとともに、育児支援が必要な母親に対しては、医療機関等との連携を図りながら、継続して訪問指導に努め、フォロー体制の充実に努め、子育て支援に努めます。

◇主要事業◇

●こんにちは赤ちゃん事業（新生児訪問事業）の周知徹底

●訪問後のフォロー体制の充実

●歯科健康教育の充実

4. 育児相談等の充実

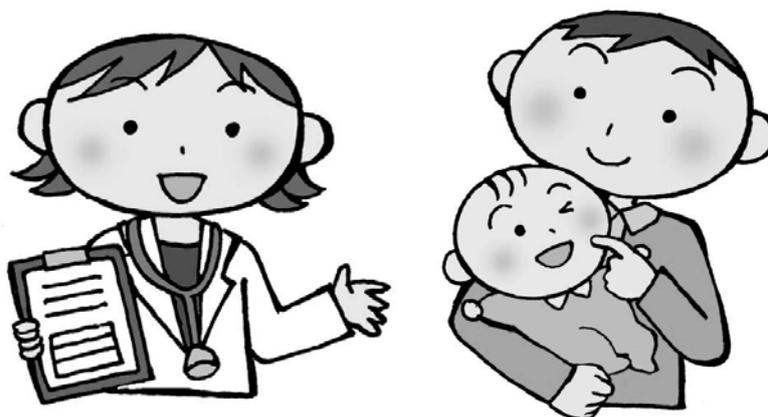
新生児期から乳児期においては、子どもの発達がめざましく、個人差がでてくる時期でもありながら、育児について身近に相談できる人が少ない状況があります。

このため、4か月赤ちゃん相談では、個別相談を重視し、家族環境・生育歴などの状況を把握する一方、10か月赤ちゃん相談においては、歯科衛生士や栄養士等による集団指導と個別相談などを実施していますが、育児不安を持つ親や経過観察が必要となる子どもが増加しています。また、本市の相談に来所できない方については、乳幼児の健康診査受給券を利用するように勧めています。

子育てに関する不安や悩みを抱えている親、また乳幼児健診によりフォローが必要な子に対し、ことばの相談室、簡易マザーズホーム等と連携を図り、子育て支援に努めます。

◇主要事業◇

- 育児相談の周知徹底
- 育児相談の充実
- 相談後の継続支援
- 乳幼児健全発達支援会議の開催と情報の共有化



食育の推進

1. 食育の啓発

近年、食生活をめぐる環境が大きく変化し、その影響が顕在化しており、栄養の偏りや不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加等さまざまな問題が生じています。

食べることは生きるための基本であり、子どもの心と身体の健康問題に関して、食育への期待が高くなっています。

成田市食育推進計画を策定し、妊娠期、乳幼児期、それぞれの発達段階にふさわしい食育の啓発をするとともに、保育園、幼稚園においてもふさわしい食育の啓発に努め、望ましい食習慣の定着や食を通じた心身の健全育成を図ります。

* 食育

食べることを理解し、一人ひとりが自立的に食生活を営む力を育てること。また、それを実現しやすい環境づくり、支援の推進をするネットワークづくり。

◇主要事業◇

●成田市食育推進計画の策定・推進

●妊娠期における食育の啓発

●乳幼児期における食育の啓発

●保育園、幼稚園における食育の啓発

2. 学校等における食育の推進

小・中学校における食に関する学習は、自らが健康管理を行えるような指導に努めています。しかし、一方では、食材の本来の姿を知らない子どもたちが増えており、実際に農作物を育てたり、調理する過程をみたりする体験が大切となっています。

中高生を対象にしたアンケート調査結果では、中学生の8割以上、高校生の6割以上が食事を「毎日家族と一緒に食べている」とありますが、一方で、子ども一人で食べる孤食も増加しています。

子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校における食育の学習を推進する一方、地域と連携した食の学習機会の提供など、地域全体で食育に取り組めます。

◇主要事業◇

●学校における食育の推進

●食に関する学習機会の確保

思春期保健対策の充実

1. 学校保健の充実

子どもを取り巻く環境が従来とは大きく変化していることに伴い、思春期の子どもたちが抱える悩みの原因や内容も複雑で、全国的に十代の人工妊娠中絶、性感染症、性犯罪等の性に関する問題をはじめ、薬物乱用、喫煙、飲酒等も増加傾向にあります。

思春期における保健対策は、学校保健が中心となり実施されており、また、学校では心身の健康の保持・増進に力を入れるため、健康推進教員を配置しています。

学校保健において、児童生徒の心身の発達における健全で安全な生活を送るための基礎を培うため、喫煙や飲酒、薬物乱用の防止や性に対する認識を深めるため、正しい知識の啓発に努めます。また、学校教育活動のなかで子どもたちの心身の健康増進を図るべく、健康推進教員の配置を進め、健康教育の充実を図っていきます。

◇主要事業◇

●健康に関する啓発・学習の推進

●子どもの健康づくりの推進

●家庭や地域等との連携

2. 心の問題への対応

思春期は、人間の一生のなかで身体的、精神的にも発達が著しい時期であり、近年の社会環境の変化に伴い、思春期における心の健康に関わる問題が生じています。また、小学生児童の保護者を対象にしたアンケート調査の結果からも、子どもの健全育成に力を入れるべきこととして「家庭でのしつけやこころの教育を充実する」が第1位に挙がるなど高い関心が向けられています。

このため、思春期の児童生徒の悩みに対する支援としては、精神保健充実に向け、精神科医師等の専門家を講師として派遣し、心の問題に気軽に相談できる体制づくりを進めています。また、健康増進課においては、広く市民を対象とした精神科医師によるこころの健康相談を実施しています。

今後も、心のケアに関する相談事業を充実するとともに家庭との連携や、教員・保護者を対象とした精神科医師等の専門家の派遣による支援事業を推進します。

◇主要事業◇

●心のケアに関する相談・支援

●家庭等との連携

●思春期の児童生徒の悩みに対する支援事業の推進

小児医療の充実

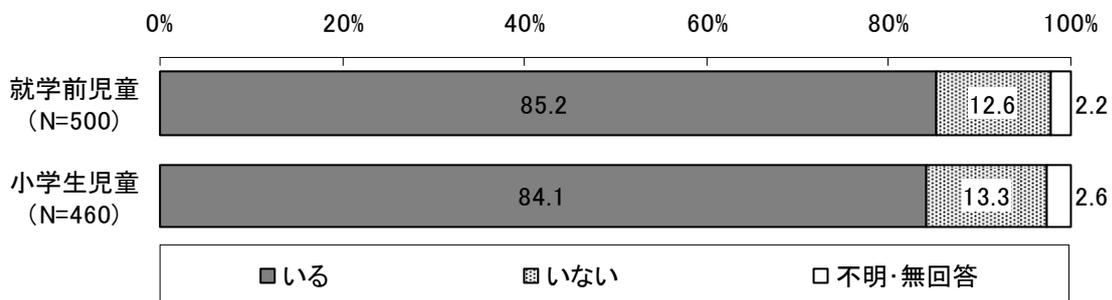
小児医療では、単に疾患の診断や治療だけでなく、子どもの発育・発達についての相談、予防接種による感染症の予防など、幅広い対応が求められています。

また、24時間・365日の対応が求められていることから、内科・小児科について、従来の夜間（午後7時から午後11時）開設とともに、平成22年1月から外科・歯科とあわせ休日における診療（午前10時から午後5時）を開始しました。

かかりつけ医に関するアンケート調査結果では、8割以上の方が「いる」としていますが、依然として1割強の方が「いない」状態です。

今後は、かかりつけ医、かかりつけ歯科医制度の普及に努めるとともに、乳幼児を感染症の疾病から守るための予防接種や専門医師による乳幼児発達健康診査等、小児医療の充実を成田赤十字病院等、地域の医療機関との協力・連携で推進します。また、広報紙等の活用により、市民への急病診療所の周知を図るとともに、利用状況等を踏まえた診療体制を検討するなど急病診療所事業を推進します。

かかりつけ医の有無



◇主要事業◇

- 小児医療体制の周知
- 乳幼児発達健康診査の実施
- 医療相談ほっとライン事業
- 急病診療所事業の推進
- 予防接種の周知と促進
(ヒブワクチンや子宮頸がんワクチンの接種助成等)

第3章 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代の親の育成

1. 子育てに関する意識啓発

世代を通して子育てを学ぶ機会が減少しており、中学生や高校生等これから親になっていく世代が赤ちゃんを抱いたり、幼い子どもの面倒をみる機会が少なくなっています。このため、子育てに関する意識の醸成のためにも、乳幼児とふれあう機会を広げる取組が必要となっています。

子育てを広く社会全体で支援する意識の啓発に努めるために、市広報等を活用し、男女が協力して家庭を築くこと及び子どもを生き育てることの意義や、子どもや家庭の大切さを理解できるよう支援します。

◇主要事業◇

●子育てへの意識啓発

●若い世代の意識づくり

2. 乳幼児とのふれあい

中高生を対象にしたアンケート調査では、年下の子どもと勉強、スポーツ、遊んだりした経験があるのは半数前後と乳幼児や子どもとふれあう機会が少なくなっています。

乳幼児とふれあい、子どもの世話をすることは、いのちの大切さや母性・父性への理解を高めるとともに、将来結婚し、子育てに関わった時の貴重な予備体験とし、育児不安や虐待予防にもつながります。

このため、思いやりの心や、将来親になることへの自覚を醸成するために、地域子育て支援センターや「子ども館」における赤ちゃんとのふれあい事業のほか、小・中学校の体験学習を通して保育園や幼稚園の園児との交流を推進します。

◇主要事業◇

●ふれあい交流事業の推進

幼児教育の充実

1. 幼稚園教育の充実

幼稚園は学校教育法に定められた学校で、生涯にわたる人間形成の基礎を育む就学前教育の場としての役割を果たしています。

市内には公立1園、私立9園の幼稚園があります。幼稚園の児童数は増加傾向で推移しています。就学前児童保護者対象のアンケート調査結果では、今後利用したい保育サービスとして、「幼稚園」「幼稚園の預かり保育」を挙げている方が少なくなく、またそのうちの14.6%の方が理由として子どもの教育のためとしており、就学前教育への高まりがうかがえます。

今後も私立幼稚園と連携した幼稚園情報の提供に努めるとともに、運営等の支援や多様化する利用者のニーズに応えるための、子育て支援事業の充実を働きかけます。

◇主要事業◇

●幼稚園情報の提供

●私立幼稚園への支援

●保育、子育て支援機能の充実

2. 幼稚園、保育園、小学校の連携

保護者のニーズ変化により、「預かり保育」など幼稚園と保育園の機能は近づきつつあり、相互の連携を深めながら、望ましい子育て環境の整備を進める必要があります。

また、小学校との連携については、卒園した子どもたちがスムーズに小学校生活になじめるよう、交流を一層充実していく必要があります。

このため、地域的な環境や実情にあわせ、幼稚園、保育園、小学校との連携が深まるよう連絡、調整を図りながら交流を推進します。

◇主要事業◇

●幼稚園・保育園・小学校の連携

子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

1. 少人数教育の推進

子どもたちは将来さまざまな課題に直面したときに、自分で考えて判断、選択、決定していくための力を養うことが重要となっています。このため、少人数学習指導の推進を図ることにより、子どもたち一人ひとりの個性に応じて、その能力を最大限に伸ばすとともに、基礎・基本の定着を図り、きめ細やかな指導を充実させる必要があります。

本市では、学習指導や生徒指導面できめ細やかな指導を行う少人数学習推進教員を各学校に配置することにより、少人数学習指導を推進します。また、教職員が個に応じた指導の充実や学力向上を目指すための研修の充実を図ります。

◇主要事業◇

●個性を生かす教育推進事業

●教職員研修の充実

2. 特色ある学校教育の推進

21世紀の社会では、子どもたち一人ひとりの個性や特質に応じて可能性を協力して引き出し、伸ばすことのできるような環境づくりが求められています。

本市では、市内各学校で特色ある学校づくり事業「ドリームスクール・ジャンプ21」に取り組み、専門家や地域の人たちが子どもたちの学習活動に関わり、さまざまな体験的な活動や学習を行っています。また、地域に開かれた学校づくりを推進するため、各学校に学校評議員を設置するなどの事業を進めています。

子どもたちの生きる力の育成に向け、家庭・地域・学校の連携を強め、体験を重視した地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。

◇主要事業◇

●地域に開かれた学校づくり

●体験を重視した教育の推進

●学校スポーツの振興

家庭や地域の教育力の向上

1. 家庭教育の充実

家庭教育は、すべての教育の出発点であり、人としての信頼感や自立心、社会生活に必要な基本的な生活習慣を身に付けるなど、人間形成の基礎を培う上で重要な役割を担っています。

本市では、保育園・幼稚園・小・中学校での家庭教育学級、さらには就学時健康診断や入学説明会など多くの保護者が集まる機会を利用しての「子育て学習講座」、「思春期子育て講座」の実施や「ミニコミ家庭教育」の配布など家庭教育の充実に努めています。

今後は、望ましい父母のあり方や子どもに対する指導の資質を高めるため、家庭教育学級を実施し、家庭における教育機能を充実するとともに、家庭教育に関する相談体制の充実に図ります。

◇主要事業◇

●家庭教育に関する学習機会の充実

●連携による家庭教育の推進

●教育相談の充実

2. 地域教育力の向上

他人を思いやる心や豊かな心を育てていくために、人間関係の楽しさを知り、感性を豊かに育てる生活体験、自然や仲間とのふれあいなど、体験の場が必要となっています。

体験事業については、学校教育のなかでも、先の「ドリームスクール・ジャンプ21」などの取組や総合的な学習の時間を利用してさまざまな活動が行われています。

地域における体験事業と連携を図りながら、地域の子ども会やスポーツ少年団・健全育成協議会などの活動を活発にし、地域の人たちとの関わりのなかで、さまざまな体験機会の提供や地域スポーツの振興、文化・芸術活動により、地域の教育力を向上させ地域との連携による子育て支援を推進していきます。

◇主要事業◇

●体験機会の提供

●子ども会活動の促進（再掲）

●地域スポーツの振興

第4章 子育てを支援する生活環境の整備

良好な居住環境の整備

1. 良好な住宅の確保

子どもや子育て家庭がゆとりを持って安心して生活を送れるようにするためには、日常生活の最も基本的な場となる住まいが良質であることが望まれます。しかしながら、子育てをしている若い世代にとって、経済的には厳しいことが想像されます。

公営住宅を含め、子育て世帯が子どもの発達や各々のライフスタイルと経済状況にあわせてゆとりある住生活を実現できるよう、市営住宅の建替による良質な住宅の供給の促進と情報の提供に努めます。

◇主要事業◇

- 良質な住宅の供給

2. 快適な居住環境の整備

安心して子どもを育てるためには、住環境の整備のほか、子ども連れでも安全で快適に外出できる環境の整備が重要です。

アンケート調査結果では、子どもとの外出で困ることは、「トイレの親子での利用」や「交通機関や建物のベビーカーでの移動」、「親子の食事に配慮された場所がない」などが上位に挙がっています。

このため、公園・緑地などの身近な緑づくりや、誰もが安心して外出や歩行できる道路交通環境の整備のほか、環境問題などにも配慮された安心して暮らせるまちづくりを目指します。また、子どもの遊び場の整備や公共施設等の改善や妊産婦等への理解を深めるための取組を進め、ハード・ソフトの両面からすべての人々が健康で心豊かな暮らしができるよう、生活環境の整備によるユニバーサルなまちづくりを推進します。

◇主要事業◇

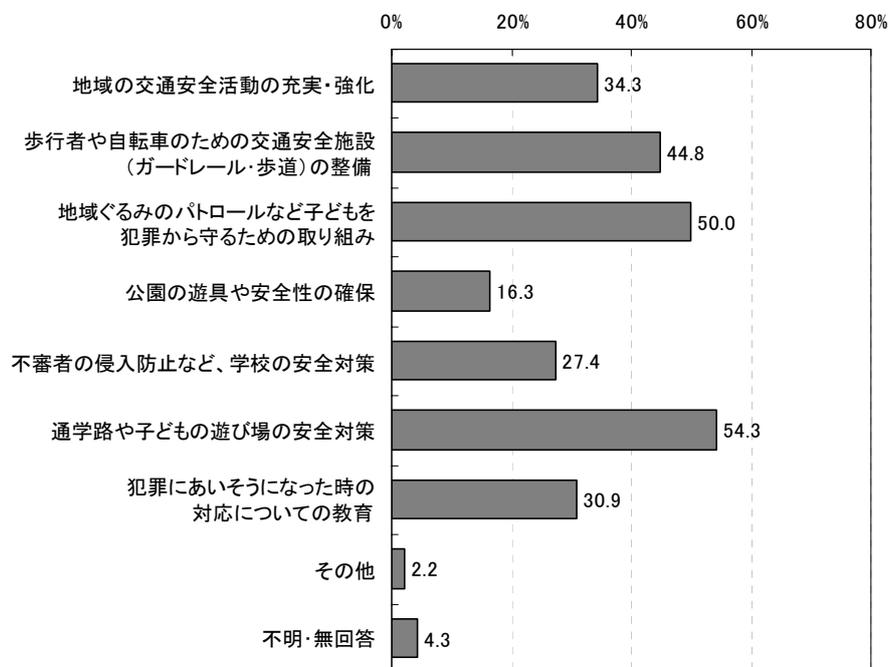
- 安全な道路環境の整備
- 安全な歩行者空間の確保
- ユニバーサルなまちづくりの推進
- 公共施設等の改善

安全・安心な地域社会の推進

アンケート調査結果では、子どもの安全を守るために重要なこととして、「通学路や子どもの遊び場の安全対策」や「地域ぐるみのパトロールなど子どもを犯罪から守るための取り組み」、「歩行者や自転車のための交通安全施設（ガードレール・歩道）の整備」などが挙げられています。

子どもの安全を守り、市民が安心して住むことのできる地域社会にするため、交通安全施設の整備や防犯灯、道路照明灯の設置を進めていくとともに、自主防犯組織等と連携した防犯活動の展開を推進していく必要があります。

【小学生児童】子どもの安全を守るために重要なこと(N=460)



◇主要事業◇

●通学路等の安全確保

●防犯灯・街路灯の整備と維持管理

●防犯パトロール活動の推進

第5章 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

アンケート調査結果では、「子育ても仕事も両立したい」方が3割前後、「仕事もするが、なるべく子育てを優先したい」方が4割から5割います。

子育て期、また老親の介護等に追われる中高年期といった人生の各段階におけるニーズにも対応して、誰もが安心して働き続けることが可能で多様な働き方を選べる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現に向け、職場優先の意識や、働きやすい環境を阻害する慣行、その他の諸要因を解消のための取組を推進します。

◇主要事業◇

●ワーク・ライフ・バランスの推進

●男女共同参画講座の開催

仕事と子育ての両立の推進

仕事と子育ての両立のためには、保育サービスの充実とともに、育児休業制度や再雇用制度の普及・啓発など、制度の定着・活用に努める必要があります。アンケート調査結果でも、仕事と子育ての両立のために職場環境に求めることとして、休暇の取得や妊娠・出産後の配慮、柔軟性のある勤務体系などが挙げられています。

今後は、男女とも仕事と子育ての両立のために職場環境や就業形態の整備、仕事と家庭生活とのバランスある生き方の実現に向けて、労働者や企業の意識改革を推進するための啓発や情報提供を促進します。

◇主要事業◇

●子育てしやすい職場環境づくりの促進

●企業内託児施設の設置促進

●女性の再就職支援

●意識啓発の推進

●育児休業制度等の普及啓発と利用促進

●男性が参加する子育ての促進

●認定マーク（くるみん）の周知

●保育サービスの情報提供

第6章 子どもの安全の確保

子どもの交通安全の確保

本市の交通事故発生件数は、年々減少傾向にあります。引き続き、子どもを交通事故から守る啓発・指導の充実が求められています。こうしたなか、保育園、幼稚園、小学校では交通事故から身を守るための交通ルールを学ぶための交通安全教室や登下校（園）時における交通安全指導等を行っています。

地域の実情に即した交通安全教育の推進や参加体験型の交通安全教室の実施、チャイルドシートの普及や自転車の安全な利用の促進など地域と市民が一体となった交通安全対策を推進します。

子どもの交通事故の状況

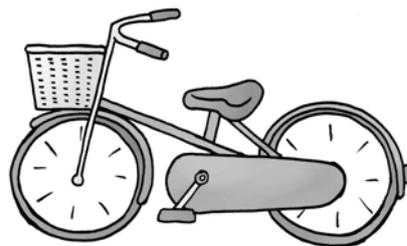
単位：件

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
発生件数	975	938	959	894	751
うち子どもの事故件数	28	40	37	39	31

資料：成田市交通白書

◇主要事業◇

- 交通安全教室の推進
- 関係機関の連携
- チャイルドシートの普及の推進
- 自転車の秩序ある利用の促進



子どもを犯罪から守る環境及び活動の推進

近年、子どもたちが犯罪に巻き込まれるケースが多発しています。本市では学校における安全指導で防犯意識を養うとともに、地域住民・店舗へ「子ども 110 番の家」「防犯かけこみ 110 番の店」の設置の依頼、青色回転灯パトロール車による通学路防犯パトロールの実施、防犯ブザーの配布などにより、子どもたちの安全確保に努めています。

今後も、学校の安全指導、通学路防犯パトロール活動の充実を図るとともに、登下校時の見守りや自主防犯パトロールなど地域や関係団体等との連携のもと、地域ぐるみの防犯活動の推進を図ります。

◇主要事業◇

- 学校の安全指導等の充実
- 地域ぐるみの防犯活動の推進
- 犯罪抑止のための連携強化
- 通学路防犯パトロールの実施

子どもを取り巻く有害環境対策の推進

深夜まで営業する店舗が増え、放課後に塾へ通う子どもたちが増えるなか、夜遅くまで帰宅しない子どもたちが増加する傾向にあります。本市においては、県の協力要請に基づいて有害環境の実態調査を行い、県の青少年健全育成条例に基づき、事業主への是正指導など、地域ぐるみの健全育成活動に取り組んでいます。

一方、雑誌やテレビ・インターネット等のメディアで流される性や暴力等の有害情報は、青少年の健全育成に対して悪影響を及ぼすこととなります。そこで、関係機関や地域住民と連携・協力して、こうした有害情報が子どもの目にふれないように、適切な対応を図ることが課題です。

今後も、地域や警察など関係機関と協力しながら、青少年に有害な環境浄化活動を推進するとともに、地域ぐるみの非行防止活動を推進します。

◇主要事業◇

- 実態把握と是正指導
- 地域ぐるみの非行防止活動の推進

第7章 要支援児童への対応などきめ細やかな取組の推進

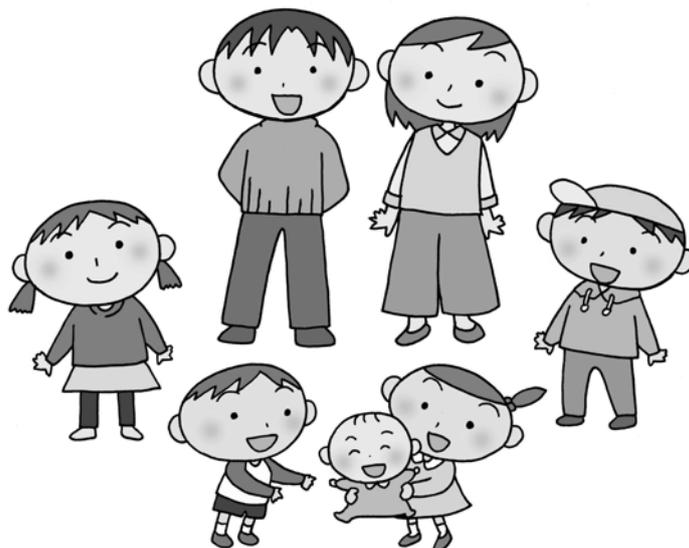
児童虐待防止対策の充実

児童虐待問題は社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっており、虐待の発生予防、早期発見・早期対応から虐待を受けた子どもの自立に至るまでの切れ目のない総合的な支援が必要です。しかし、児童虐待は家庭内で行われることが多いため顕在化しにくく、また、加害者が保護者である場合が多く、対応がむずかしいといった面も指摘されています。防止対策として、迅速かつ適切な対応が求められ、母子保健事業や保育園、幼稚園、学校等、子育てに関わる事業や関係機関で虐待防止の視点を持って業務にあたる必要があるとともに、連携が求められています。

今後も、児童虐待を未然に防止するための意識の啓発や相談体制の充実に努めます。また、平成 16 年度の児童虐待防止法並びに児童福祉法改正により虐待児童の対応について市町村の責務が明確になったことを受け、本市では児童虐待防止ネットワークを平成 20 年 4 月 1 日から設置し、関係機関との連携を図り迅速な対応を推進しています。さらに要保護児童対策地域協議会への移行による虐待を受けた児童などに対する市の体制強化を図ります。

◇主要事業◇

- 児童虐待に関する啓発・相談活動の推進
- 相談体制の充実
- 児童虐待防止ネットワークの充実



ひとり親家庭の自立支援

近年は、ひとり親家庭が増加傾向にあります。離婚によって母親が親権者になるケースでは、母親自らが生計を担いながら子どもを養育しなければならず、経済的にも精神的にも厳しいものとなっています。

こうしたなか、ひとり親家庭への生活支援及び経済的支援や就労支援を充実し、生活の安定と自立の促進に努めるために、平成20年4月より母子自立支援員を設置し、母子家庭相談、就労相談に努めています。また、家庭での養育が困難な子どもに対して、社会的養育体制の整備を推進します。

◇主要事業◇

- 相談体制の充実
- 生活支援の充実
- 就労の支援
- 経済的支援の充実

障がい児施策の充実

障がいのある子どもを持つ家庭は、日常生活においてさまざまな問題に直面しています。また、ひとり親家庭と同じく、子育ての不安や悩みをより感じています。

こうしたなか、保健・医療・福祉・教育の関係機関が連携し、障がいを早期に発見し、早期に適切な療育が受けられるよう乳幼児発達健康診査や、こころの発達相談による早期発見に取り組んでいます。また、療育の場であることばの相談室、たんぼぼ教室、簡易マザーズホームの充実を積極的に図っています。

今後は、療育体制の充実や保育園、幼稚園における受入れ体制の充実及び学校における特別支援教育の充実に努めます。また、ADHD（注意欠陥多動性障がい）やLD（学習障がい）などの発達障がいのある子どもたちへの相談・指導をよりいっそう充実させていきます。さらに、乳幼児期から青年期に至るまで、保健・医療・福祉・教育等が連携し、長期的な見直しをもった支援体制づくりに努めます。

◇主要事業◇

- 早期療育体制の充実
- 障がい児通園事業の充実
- 小・中学校における適正な就学相談の充実
- 特別支援教育の充実
- 在宅福祉サービスの充実
- 経済的支援の充実
- 保育園、幼稚園における障がい児の受入れ体制の充実

目標事業量

この計画において、以下の事業については数値目標を設定し、推進していきます。

No.	事業名	平成 21 年度 実績見込み		平成 26 年度 目標事業量	
		0～2 歳	860 人	0～2 歳	1,100 人
1	通常保育事業	3～5 歳	1,300 人	3～5 歳	1,400 人
2	特定保育事業	一時預かり事業で 対応		一時預かり事業で 対応	
3	延長保育事業	1,272 人 (15 カ所)		1,458 人 (15 カ所)	
4	夜間保育事業	延長保育事業で 対応		延長保育事業で 対応	
5	トワイライトステイ事業	延長保育事業で 対応		延長保育事業で 対応	
6	休日保育事業	60 人 (1 カ所)		353 人 (1 カ所)	
7	病児・病後児保育事業 (病後児対応型)	1 カ所		3,000 日 (2 カ所)	
8	放課後児童健全育成事業 (児童ホーム)	869 人 (17 カ所)		1,023 人 (20 カ所)	
9	地域子育て支援拠点事業 (ひろば型、センター型、児童館型)	6 カ所		ひろば型	1 カ所
				センター型	6 カ所
				児童館型	0 カ所
10	一時預かり事業	12 カ所		31,900 日 (12 カ所)	
11	ショートステイ事業	0 カ所		0 カ所 ※需要を見極めつつ準備	
12	ファミリー・サポート・センター事業	1 カ所		1 カ所	

計画の推進に向けて

【計画の周知】

(1) 市民・団体等への周知

この計画は、男女が互いに尊重しあい、助けあいながら楽しく子育てするゆとりある家庭づくり、子どもがいきいきと学び・遊び、子育て世代が安心して働き・暮らせる地域社会づくりを目指しています。

家庭、地域、企業などでの市民等の主体的・積極的な取組を促進するために、市ホームページへの掲載、ダイジェスト版の作成・配布などを行い、この計画の周知に努めます。

【推進体制づくり】

(1) 庁内推進体制

次世代育成支援に関する施策は、従来の「児童福祉」の範囲を超えて広範多岐なものです。

本計画を着実に推進していくために、子育て支援課が中心になって、年度ごとに関係各課の施策・事業の実施状況を把握するとともに、実施事業の効果を検証し、事業内容の有効性の維持向上に努めながら、可能な限り効率的な事業運営を図っていきます。

(2) 市民・関係団体・企業等との協働体制

次世代育成の取組は行政や関係機関だけでなく、市民・関係団体・企業等の参画が必要です。

計画の進捗状況に関する情報を共有化し、地域における実践につなげるなど、市民・関係団体・企業等との協働により計画の推進を図ります。

(3) 子育てを支える地域の役割

子育て中の家庭を地域で支援し、子どもたちを地域のなかで明るくのびのびと育てることができるよう、成田市青少年育成市民会議や地区青少年健全育成協議会、子育てサークル等、子育て支援に関わる団体との協働、連携を図り施策を推進します。

成田市次世代育成支援行動計画（後期計画）

〈概要版〉

発行	成田市
編集	健康こども部 子育て支援課 〒286-8585 千葉県成田市花崎町 760 番地 電話 0476-20-1538
発行年月	平成 22 年 3 月
登録番号	成子 09-053